

情報公開・個人情報等保護制度施行状況報告書

(令和7年度)

春日井市

目次

第1	制度のあらまし	1
第2	情報公開制度の施行状況	9
第3	個人情報等保護制度の施行状況	13
第4	情報提供制度の施行状況	15
第5	会議公開制度の施行状況	16
資料1	令和7年度情報公開実施状況一覧表	17
資料2	令和7年度個人情報等保護実施状況一覧表	38
資料3	令和7年度会議公開実施状況一覧表	43
資料4	令和7年度情報公開・個人情報保護審査会答申	48

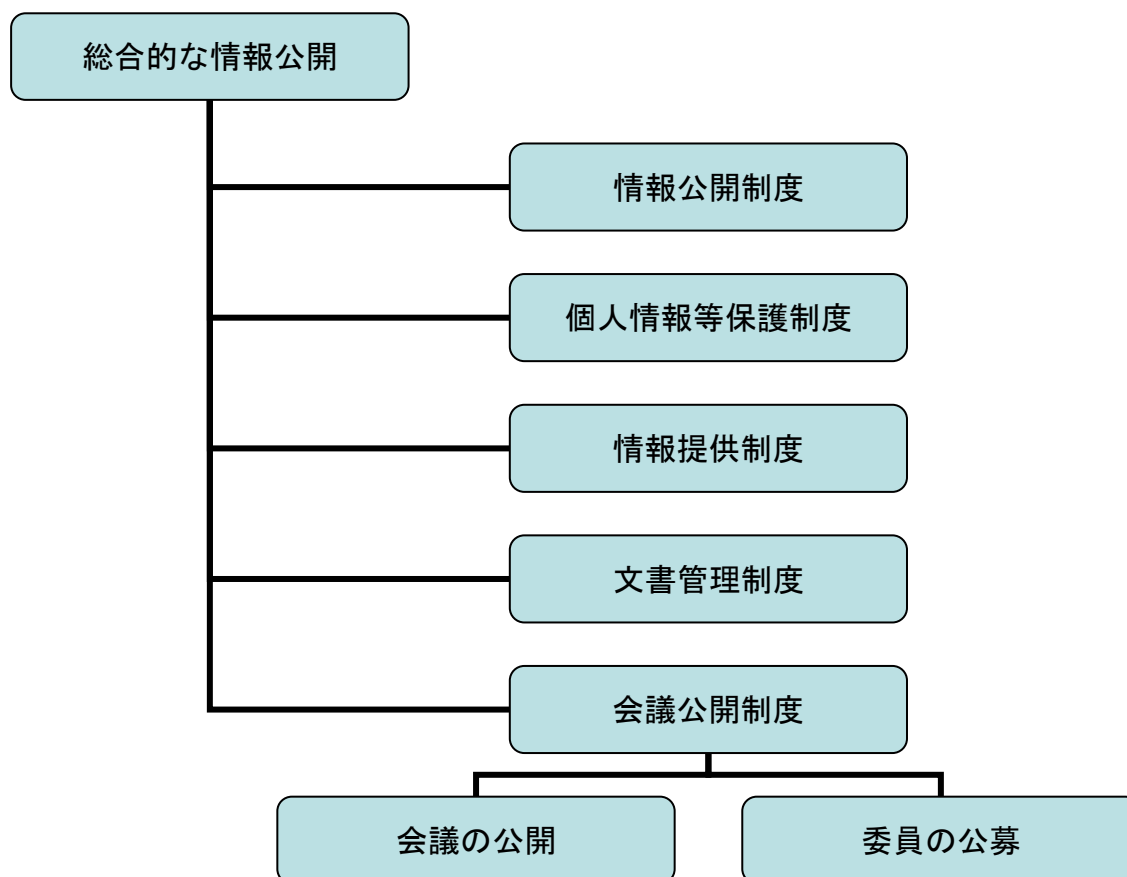
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報等保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報及び死者情報（以下「個人情報等」といいます。）の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。

(4) 請求できる方

市民を含む全ての自然人（他の地方公共団体の住民、外国人等）及び法人その他の団体の方が請求できます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第7条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報（1号）	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報（2号）	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報（3号）	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報（4号）	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報（5号）	国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
審議検討情報（6号）	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報（7号）	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手続

ア 開示の決定等は、原則、請求があった日の翌日から起算して14日以内に行います。

イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 審査請求

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報等保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(8) その他

ア 公文書の検索資料を作成し、市ホームページに掲載します。

イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

ウ 開示請求をして公文書の開示を受ける人とそうでない人との間での行政コストに係る費用負担の公平性を図る観点から、公文書の開示の実施に係る手数料を導入しています。

ホームページ掲載場所 ホーム > 市政情報 > 情報公開 > 情報公開・個人情報等
保護 > 情報公開制度 > 手数料を導入しています

2 個人情報等保護制度

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）が改正されたことにより、当市の個人情報保護制度は法が直接適用されることとなりました。

当市においては、平成 15 年 4 月 1 日から春日井市個人情報保護条例を施行して制度運用を開始しており、法の改正後においても個人情報等保護水準を維持するため、同条例に必要な改正を行い、春日井市個人情報等保護条例（以下「条例」といいます。）として、令和 5 年 4 月 1 日から施行しています。

個人情報等保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益を保護し、かつ、死者情報を保護することによる市政に対する信頼の確保を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報等の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

法及び条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 市政に対する信頼の確保

死後における死者の情報を適正に取り扱うことは、該当者が生存中において当然に期待していることであり、その信頼の確保を図ること。

ウ 個人情報等の適正な取扱いの確立

保有の制限等、利用・提供の制限、安全管理措置など個人情報等の適正な取扱いの基本原則を定めること。

エ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報（死者情報）の定義

個人（死者）に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号（死者識別符号）が含まれ

るものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、DNAデータ、個人番号など

(3) 個人情報等の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限等

個人情報等は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 利用目的の明示

個人情報等の利用目的を明らかにします。

ウ 不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長する等の方法で個人情報等を利用しません。

エ 適正な取得

偽りその他不正な手段で個人情報等を取得しません。

オ 正確性の確保

実施機関が保有している個人情報等が事実と合致するよう努めます。

カ 安全管理措置

保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止など適正な管理をします。

キ 従事者の義務

実施機関の職員等は、その業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

ク 利用・提供の制限

個人情報等の利用・提供は、一定の制限をします。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報利用の停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 民間事業者に対する助言等

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます（民間事業者に対する強制力は伴いません。）。

(6) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）を提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報（保有死者情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人（死者）の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など13項目について提供すべき事項を定めています。

市役所2階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する指針を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



第2 情報公開制度の施行状況

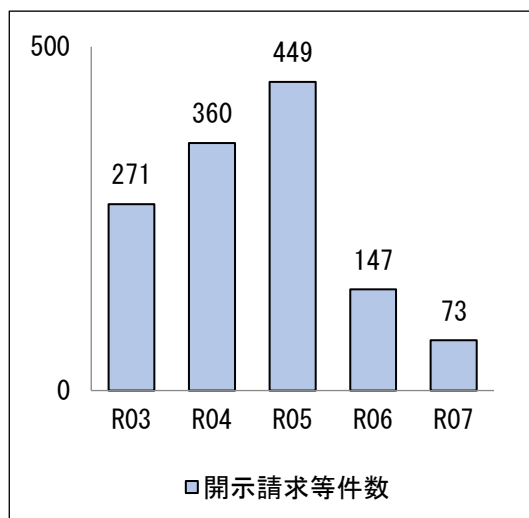
1 開示請求等件数

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、73件です。

※ 令和3年7月8日から、任意的開示申出制度を廃止し、開示請求制度と一本化しました。

※ 令和6年度から、金入り設計書等一定の文書を情報提供の対象としたため、件数が減少しました。

図1 当市の開示請求等件数の推移



2 国、地方公共団体

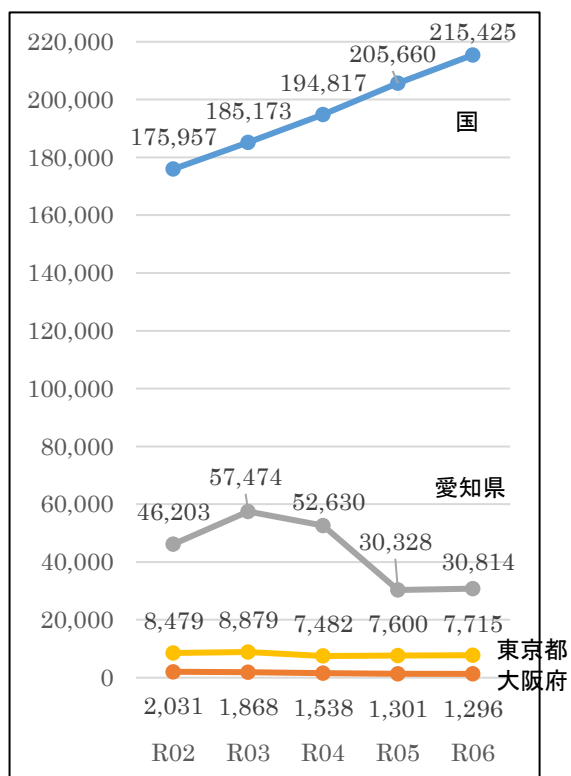
(1) 国、主な都府県

国と主な都府県における令和2年度から令和6年度までの開示請求等の件数の推移は、図2のとおりです。

	R02	R03	R04	R05	R06
国	175,957	185,173	194,817	205,660	215,425
大阪府	2,031	1,868	1,538	1,301	1,296
愛知県	46,203	57,474	52,630	30,328	30,814
東京都	8,479	8,879	7,482	7,600	7,715

（備考）令和7年度の状況はまだ公表されていないため、令和6年度までの状況です。

図2 国等の開示請求件数の推移



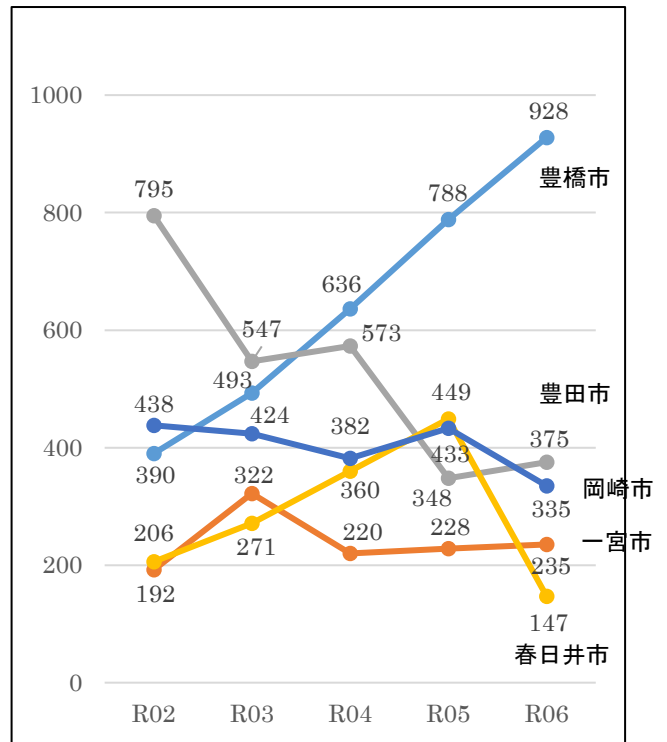
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における令和2年度から令和6年度までの開示請求の件数の推移は、図3のとおりです。

	R02	R03	R04	R05	R06
豊橋市	390	493	636	788	928
一宮市	192	322	220	228	235
豊田市	795	547	573	348	375
春日井市	206	271	360	449	147
岡崎市	438	424	382	433	335

(備考) 令和7年度の状況はまだ公表されていないため、令和6年度までの状況です。

図3 県内他市の開示請求件数の推移



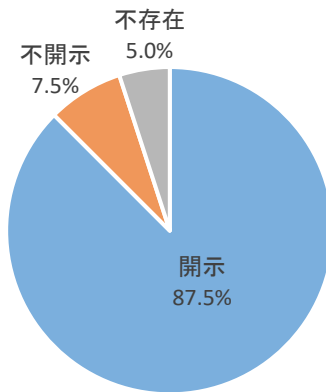
3 開示決定等の件数

令和7年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は約88%となっています。

処理区分	件数
開示	70
(うち全部開示)	21
(うち一部開示)	49
不開示	6
不存在	4

※取下げ 4件

図4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

4 開示決定等の件数の推移

令和3年度から令和7年度までの開示決定等の件数の推移は右表のとおりです。

年度	請求件数	処 理 状 況					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
R03	271	151	103	0	35	2	88%
R04	360	238	115	3	40	5	89%
R05	449	320	119	6	19	11	95%
R06	147	44	95	10	19	5	83%
R07	73	21	49	6	4	4	88%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

令和7年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求件数	処 理 状 況					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
総務部	11	2	8	2	2		71%
市民生活部	10	7	1	1		1	89%
まちづくり推進部	10	5	9	2	2		78%
健康福祉部	7	1	6				100%
建設部	7	3	4				100%
上下水道部	6	2	4				100%
教育委員会	6		5			1	100%
環境部	3		3				100%
消防本部	3		3				100%
企画経営部	2		1	1			50%
市民病院	2	1				1	100%
いきがい創生部	1		1				100%
こども未来部	1		1				100%
産業部	1		1				100%
監査事務局	1		1				100%
会計管理者	1		1				100%
選挙管理委員会	1					1	0%
DX推進部							0%
議会事務局							0%
公平委員会							0%
農業委員会							0%
固定資産評価審査委員会							0%
合 計	73	21	49	6	4	4	88%

6 開示請求の内容別件数の推移

令和3年度から令和7年度までの請求内容の上位3は右表のとおりです。

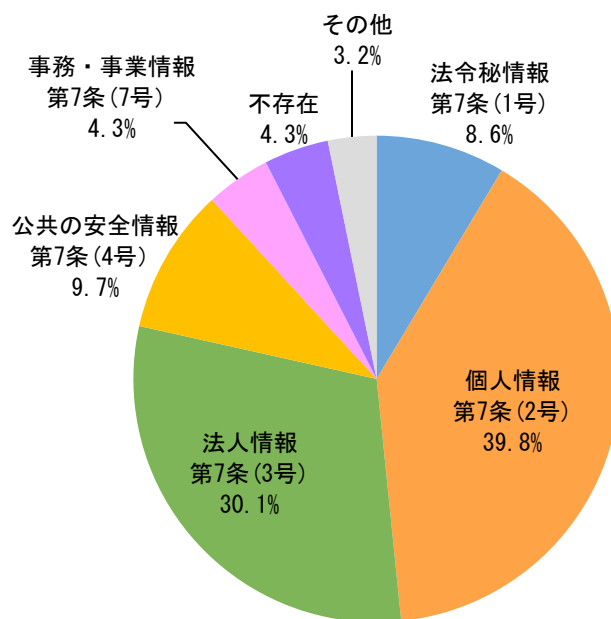
年度	1	2	3
R3	まちづくり推進部 (100件、36.9%)	上下水道部 (35件、12.9%)	建設部 (29件、10.7%)
	まちづくり推進部 (134件、36.8%)	上下水道部 (80件、22.0%)	建設部 (55件、15.1%)
R5	まちづくり推進部 (147件、32.7%)	上下水道部 (115件、25.6%)	建設部 (75件、16.7%)
	健康福祉部 (25件、17.0%)	上下水道部 (21件、14.3%)	市民生活部 (18件、12.2%)
R7	総務部 (11件、15.1%)	市民生活部 (10件、13.7%)	まちづくり推進部 (10件、13.7%)

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図5のとおりです。

図5 不開示情報別割合

不開示情報	件数
法令秘情報 第7条(1号)	8
個人情報 第7条(2号)	37
法人情報 第7条(3号)	28
公共の安全情報 第7条(4号)	9
国等協力関係情報 第7条(5号)	0
審議・検討情報 第7条(6号)	0
事務・事業情報 第7条(7号)	4
不存在	4
その他	3



(備考) 条数及び号数は、春日井市情報公開条例の各条及び各号を指しています。(3ページ参照)

8 不服申立て・審査会答申の状況

令和3年度から令和7年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

年度	不服申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処理					未処理
				決定				取下げ	審議中
				棄却	認容	一部 認容	その他		
R03	1	1	1	0	0	0	1	0	0
R04	0	0	0	1	0	0	0	0	0
R05	3	3	0	1	0	0	0	0	0
R06	2	0	2	1	0	0	0	3	0
R07	2	1	1	1	0	0	1	0	0

(備考) 令和3年度に諮問されなかった1件は、令和2年度になされた審査請求に係るものです。

令和4年度の棄却1件は、令和3年度になされた審査請求に係るものです。

令和6年度の棄却1件及び取下げ3件のうち1件は、令和5年度になされた審査請求に係るものです。

第3 個人情報等保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

令和3年度から令和7年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

令和7年度の本人開示請求件数は34件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用 停止	合計
R03	40	0	0	40
R04	28	0	0	28
R05	58	0	0	58
R06	58	0	0	58
R07	34	0	0	34

2 開示決定等

令和3年度から令和7年度までの開示決定等の状況は、下表のとおりです。

年度	請求 件数	処 理 状 況						
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	不訂正	取下げ	訂正 却下
R03	40	20	15	0	8	0	0	0
R04	28	10	14	0	3	0	1	0
R05	58	24	27	1	16	0	0	0
R06	58	49	17	2	2	0	0	0
R07	34	22	14	0	6	0	0	0

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

令和3年度から令和7年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

年度	不服 申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処 理					未処理
				決 定				取下げ	審議中
				棄却	認容	一部 認容	その他		
R03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R04	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R05	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R06	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R07	0	0	0	0	0	0	0	0	0

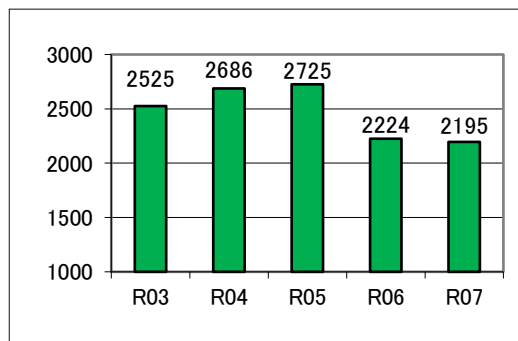
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるように市役所2階の情報コーナーに配置しています。

令和3年度から令和7年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

令和7年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

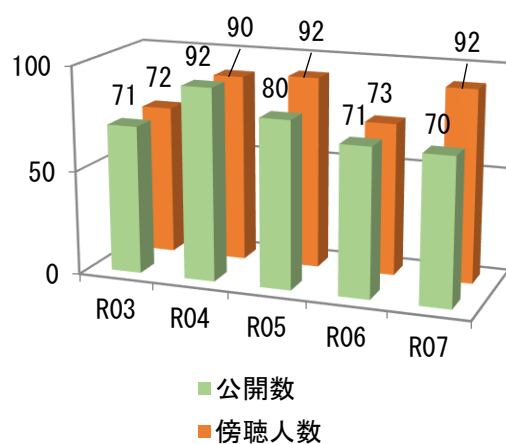
部局名	件数
教育委員会事務局	358
総務部	328
議会事務局	271
いきがい創生部	187
産業部	178
健康福祉部	171
まちづくり推進部	152
企画経営部	134
上下水道部	108
市民生活部	107
環境部	92
こども未来部	69
市民病院事務局	17
監査事務局	12
建設部	7
DX推進部	2
消防本部	2
総合計	2195

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

令和3年度から令和7年度までに公開（一部公開を含む。）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

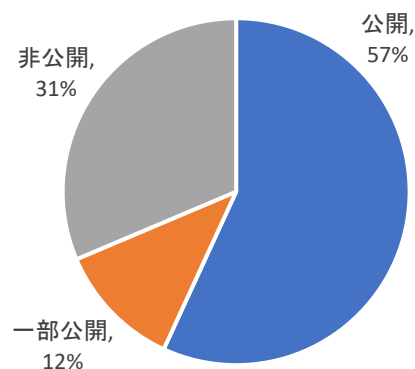
図7 公開数・傍聴人数の推移



2 公開・非公開の決定状況

令和7年度における会議の公開・非公開の決定状況は、67の附属機関等のうち公開29、一部公開6、非公開16で、未開催が16です。開催した会議のうち、公開率は、69%です。

図8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）となっています。

資料1 令和7年度情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の 内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定	
1	4月1日	健康福祉部 健康増進課	予防接種(covit-19ワクチン) 副反応疑い報告書(死亡のみ) 令和3年2月～令和6年6月	予防接種後副反応疑い報告書	4月14日	一部開示	患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、 医療機関名、住所、電話番号	第7条第2項	
2	4月9日	市民生活部 資産税課	令和7年度土地価格等縦覧帳簿(土地) ●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●● 令和7年度土地価格等縦覧帳簿(家屋) ●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●				取下げ		
3	4月14日	まちづくり推進部 建築指導課	開発許可申請書(16春建第5-46号)	開発許可申請書(16春建第5-46号)	4月28日	一部開示	個人の印影、氏名、住所、生年月日、法人の印影、事業計画における雇用者 情報、収益計画、資金計画	第7条第2号 第7条第3号 第7条第3号及び第4号	
4	4月1日	まちづくり推進部 都市政策課	令和6年10月1日から令和7年3月31日までの街区符号住居番号変更通知 書及び該当する住居表示台帳 ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします	住居表示台帳(東山町2丁目4街区、2丁目8街区、浅山町1丁目3街区、4 丁目4街区)	4月11日	全開示			
				街区符号・住居番号変更等通知書(6春都政第692号、第741号、第926号、 第1128号、第1223号、第1373号、1375号)	4月11日	一部開示	届出人の氏名	第7条第2号	
5	4月14日	建設部 土木管理課	以下の市道(6路線)の区域決定告示文書・供用開始告示文書・位置図・平 面図(縮尺1/500～1/2500程度の道路形状が分かる資料) ・8053号線 ・8054号線 ・8055号線 ・8056号線 ・8057号線 ・8058号線	市道8053号線、市道8054号線、市道8055号線、市道8056号線、市道8057号 線、市道8058号線に係る区域決定・供用開始の告示文書、位置図、平面図	4月28日	全開示			
6	4月16日	建設部 公園緑地課	地蔵川の桜並木の伐採についてわかる資料 (市民からの声や、地元の協議会の会議内容、県とのやりとり等)	地蔵川の桜について関係機関との打ち合わせ記録、地蔵川の桜の伐採に係 る愛知県尾張建設事務所及び一宮建設事務所とのメール、市長へのホットラ イン及び回答、市民からの問い合わせ対応記録、要望書、地蔵川桜保全連 絡協議会との経緯メモ	4月30日	一部開示	1. 職員の個人メールアドレス 2. 施工業者の担当者氏名及び連絡先 3. 県議会議員の氏名及び所属 4. LINEにおけるID 5. 周辺住民の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び環境変数	1. 第7条第7号 2～5. 第7条第2号	
7	4月16日	こども未来部 こども家庭支援課	ヤングケアラーについての市の取り組みがわかる資料 R5年の相談内容、チェックサイトの結果、エッセイコンテストの応募作品など	ヤングケアラーエッセイコンテスト応募作品及び日本福祉大学野尻教授によ る最優秀作品の講評	4月30日	一部開示	応募者の氏名、学校名及び学年	第7条第1項第2号	
8	4月23日	上下水道部 上下水道経営課	下記案件の報告書一式の開示をお願いします。 案件名: 令和5年度 南部污水22号幹線実施設計業務委託	南部污水22号幹線実施設計業務委託 報告書、測量成果簿及び地質調査 報告書	5月7日	一部開示	車両のナンバー、人物の画像、地下埋設図、企業名、担当部署、担当者氏 名、連絡先(TEL、E-mail)、法人及び個人の印影	・第7条第2号 ・第7条第2号及び第4号 ・第7条第3号及び第4号 ・第7条第3号	
9	4月28日	総務部 総務課	公示日2024年10月15日/投票・開票日10月27日の衆議院選挙における、春 日井市内の公設掲示板の一覧表と地図				取下げ		
10	4月30日	総務部 人事課	最新の職員台帳データ	令和7年度職員名簿	5月14日	一部開示	職員コード	第7条第2号	
11	4月30日	総務部 総務課	本庁の職員配席表(最新の職員台帳データの請求と合わせて100枚に満た るまで。)	配席図(令和7年4月30日時点)	5月14日	全開示			

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の 内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
19	6月3日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和7年6月3日)現在まで 「予防接種健康被害救済制度認定状況一覧」 春日井市が受付け、県を経由し(もしくは經由せず)国に進達した「予防接種健康被害救済制度」の春日井市が把握し、個人情報を除いた開示できる情報すべて(「予防接種健康被害救済制度認定状況一覧」) ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	予防接種健康被害救済制度認定状況一覧	6月17日	一部開示	病名(否認されたもの)	第7条第2号
20	6月4日	市民生活部 資産税課	春日井市が保有する区域全域の最新地番図電子データ(地理空間情報) ・GISで利用する為シェープファイル形式又はGeoJSON形式に限る	春日井市が保有する区域全域の最新の地番図電子データ(地理空間情報)	6月11日	全開示		
21	6月13日	教育委員会事務局 学校教育課	別紙記載のとおり			取下げ		
22	7月1日	教育委員会事務局 学校教育課	令和7年度の保険証券(放課後なかよし教室参加者、学習指導協力者)	令和7年度放課後なかよし教室参加者及び学習指導者等協力者の保険証券	7月14日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
23	6月30日	市民生活部 資産税課	令和7年度の春日井市全域の地番図・すべての路線価図 SHAPEファイル形式(拡張子が「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ)で、マスターデータと一緒にご提供を頂きたい。 *マスターデータとは大字・小字コード表です。 (電子ファイルによる写しの交付をお願いします。)	令和7年度の春日井市全域の地番図・路線価図(SHAPEファイル)及びマスターデータ(大字・小字表)	7月7日	全開示		
24	7月3日	市民生活部 資産税課	春日井市内の地番が示された地図(地図の種類や名称、精度は問わない)で、2024年中の登記異動反映済のshapeデータ。 字界、字名、家屋の位置形状(家屋番号もあれば含む)、コード表記読替の情報もあれば対象とする。 ※次回最新版に更新する時期の予定があれば教えてください。	春日井市が保有する区域全域の最新の地番図電子データ(地理空間情報)	7月17日	全開示		
25	7月3日	市民生活部 資産税課	春日井市内の、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の登記情報のうち、一覧の電磁的記録で保有する最新のもの。登記名義人・建築年・建物名称・不動産番号、コード表記読替の情報もあれば含む。 ※上記以外の情報も含む課税台帳等から、条例の規定で公開することとされている「法令等の規定により公にされている情報」としての「登記情報」部分のみの部分開示でも可。 ※「登記名義人」の項目につきましては、全件開示が難しい場合は、法人のみ→官公庁のみ→春日井市のみ、の順番で開示のご検討をお願いします。 ※csv等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いします。	春日井市内の、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の登記情報のうち、一覧の電磁的記録で保有する最新のもの。	7月17日	不開示		第16条(類推適用)
26	7月3日	市民生活部 資産税課	①最新(令和7年度)・過去5年度分の地番参考図SHAPEファイル ②最新(令和7年度)・過去5年度の路線価を含む路線価図 【固定資産税路線価図】SHAPEファイル (過去年分全てあれば、全部頂きたい) ベクトル形式(拡張子が「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ)で、漢字表記でない場合は、マスターデータと一緒にご提供を頂きたい。 ※マスターデータとは大字・小字コード表です。 提供不可や紙ベースでの提供の場合は該当する条例、またベンダー様の名称など参考までに教示頂けると助かります。	1.令和2年から令和7年までの地番図データ(SHAPE形式) 2.令和2年から令和7年までの路線価図(SHAPEファイル形式)	7月22日	全開示		
27	6月6日	消防本部 予防課	春日井市消防本部の管轄区域における、消防法施行令別表第一(一)~(二十)に該当する防災対象物の、所在地、用途(項分類)の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。ただし、電磁的記録が存在しない場合は電磁的記録でないものも含む。 また、下記以外の内容も含む場合は対象とする。 「地番、家屋番号、棟名称、主用途・棟用途(項分類)、構造、階数、建物高さ、建築面積、延べ面積、特定一階段等防火対象物の別、消防同意年月日、建築年月日、使用開始年月日」 ※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。 ※ご提供頂く情報がいつ時点の情報であるかを教えてください。	防火対象物一覧	7月11日	一部開示	個人に関する情報(氏名)	第7条第2号

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の 内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
48	10月6日	まちづくり推進部 都市政策課	令和7年4月1日から令和7年9月30日までの街区符号住居番号変更通知書 及び該当する住居表示台帳	住居表示台帳(浅山町2丁目1街区、2丁目4街区、2丁目6街区、4丁目4街区、 東山町2丁目7街区、2丁目9街区、4丁目4街区、5丁目2街区、5丁目14街区) 街区符号・住居番号変更等通知書(7春都政第1004号、第1005号、第1152号)	10月15日	全開示		
				街区符号・住居番号変更等通知書(6春都政第1604号、7春都政第170号、 第285号、第288号、第472号、第486号、第523号、第540号、第847号、第957号)	10月15日	一部開示	届出人の氏名	第7条第2号
49	10月6日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナウイルスワクチン接種開始以降の全期間の住民基本台帳情報(年齢、性別、 死亡している場合は死亡日)とVRS情報(接種回数、接種日、ロット番号)を連結した情報。 もしくは住基情報とVRSそれぞれに個人宛番号を付したデータ。未接種者を含み、転出入者は除いた情報。 形式: ExcelファイルまたはCSV形式。 範囲: 春日井市内の全住民を対象としたデータ。 開示請求で公開が難しい場合情報提供など形を変えて公開していただければ幸いです。 データは分析に活用し、結果は学術的・公衆衛生的な観点から公開されます。 開示により、行政の透明性が向上し、国民の健康保護に資すると考えます。 分析は東京理科大学名誉教授●●●●先生が行い論文執筆に使用されます。 また、それ以前に下記URLで発表されます。 http://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_totalization.php	新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	10月20日	全開示		
50	10月9日	建設部 施設管理課	高蔵寺中学校外1校体育館等空調設備設置工事 備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	設計図書関連書類(見積比較表)	10月23日	一部開示	見積単価、見積掛率	第7条第3号
51	10月15日	教育委員会事務局 教育総務課	白山小学校リニューアル工事(機械) 備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	白山小学校リニューアル工事(機械) 備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	10月29日	一部開示	見積単価、一部の採用単価及び見積掛率	第7条第3号
52	10月16日	教育委員会事務局 教育総務課	味美小学校リニューアル工事(機械) 備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	味美小学校リニューアル工事(機械) 備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	10月29日	一部開示	見積単価及び見積掛率	第7条第3号
53	10月16日	建設部 施設管理課	令和7年度「高蔵寺中学校外1校体育館等空調設備設置工事(建築)」の金 入り設計書13ページの「遮音フェンス メッシュフェンス」の3社見積	設計図書関連書類(見積比較表)	10月23日	一部開示	見積単価、見積掛率	第7条第3号
54	10月31日	総務部 人事課	平成12年1月16日以降に開催された春日井市懲戒・分限審査委員会の議事が 記載された文書及び資料(開示請求日より前に受付されて特定された分を除き 100枚に見たるまで)	職員の懲戒審査に係る答申及び議事要旨の作成について(伺)(7春人第 830号)	11月14日	一部開示	氏名、職員懲戒審査委員会の議事の内容、所属、既往の懲戒処分、勤務の 状況、平素の行状、規律違反の発覚の端緒、電話番号、採用年月日、現課 発令日、他市等の懲戒処分例、春日井市の懲戒処分例、規律違反の内容、 規律違反の場所、規律違反証拠書類、上申書及び申立書の内容、任命権 者、発令区分、個人の印影、処分対象者の所属が特定される記載及び資料	第7条第2号該当
55	10月31日	まちづくり推進部 建築指導課	令和6年11月25日以降、本書受理日までに提出された、建築工事に係る資 材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建築リサイクル法)の規定による 解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事 の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出され ているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件 の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第 一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第 2号の工程表などは不要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による 解体等の届出書(様式第一号) 物件住所: 愛知県春日井市●●●●●●●●●●、愛知県春日井市●●●●●●●●●●	11月17日	一部開示	①個人の氏名、電話番号、郵便番号及び住所 ②印影	①第7条第2号 ②第7条第4号
				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による 解体等の届出書(様式第一号) 物件住所: 愛知県春日井市●●●●●●●●●●、愛知県春日井市●●●●●●●●●●、 愛知県春日井市●●●●●●●●●●、愛知県春日井市●●●●●●●●●●、 愛知県春日井市●●●●●●●●●●、愛知県春日井市●●●●●●●●●●、 愛知県春日井市●●●●●●●●●●、愛知県春日井市●●●●●●●●●●、 愛知県春日井市●●●●●●●●●●	11月17日	不開示 (不存在)		第11条第2項

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の 内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
56	11月16日	総務部 人事課	①各実施機関における職員の副業許可(不動産賃貸関係)に関する申請から許可又は不許可決定までの書類一式 ※直近のケースから選んで許可ケースと不許可ケースを実施機関毎に各3件ほど拝見させていただきたいです。 ②副業許可の基準となる規定等がわかるもの	自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)及び伺書一式 役員等兼業許可申請書及び伺書一式	11月16日	一部開示	所属名(部名所の一部及び課名称)、職名(補職)、職員番号、氏名、生年月日、賃貸料収入の予定年額、各契約書の契約内容、登記事項証明書(登記完了証、登記識別情報通知及び登記事項要約書を含む)の各項目、個人の印影、兼業先名称、所在地、賃料改訂合意書の合意内容、名称、報酬	第7条第2号該当
				副業許可の基準となる規定等がわかるもの	11月16日	不開示 (不存在)		第11条第2項
57	11月30日	企画経営部 財政課	最新の財務会計システムのユーザーマニュアルとシステムマニュアルのうち電子データで開示できるものの電子データ	最新の財務会計システムのユーザーマニュアルとシステムマニュアルのうち電子データで開示できるものの電子データ	12月23日	不開示		第7条第1号及び第3号ア
58	11月30日	教育委員会事務局 学校教育課	令和7年8月8日7春教学第2307号全部	7春教学第2307号	12月9日	一部開示	出身学校名、学校在籍年、経過年数、個人の考え、教員の現在の状況、氏名、メールアドレス、郵便番号、住所及び電話番号	第7条第2号
59	12月11日	まちづくり推進部 建築指導課	定期検査報告概要書(昇降機)最新の物 春日井市●●●●●●●●●●	定期検査報告概要書(昇降機)最新の物 春日井市●●●●●●●●●●	12月22日	全開示		
60	12月18日	監査事務局 監査課	7春監第362号に関する住民監査調書 添付資料も全て含む	7春監第362号に関する住民監査請求監査調書	2月2日	一部開示	法人の印影、担当者の氏名、法人の銀行口座、法人の機密情報、交渉内容	第7条第2号、第3号、第4号 及び第7号
61	12月31日	市民生活部 保険医療年金課	医療費のお知らせに交付を申請した際に使用される情報システムのマニュアル	医療費のお知らせの交付を申請した際に使用される情報システムのマニュアル	2月10日	一部開示	システム画面のハードコピー	第7条第3号ア
62	12月31日	市民病院事務局 医事課	市民病院の診療についてセカンドオピニオンを求める際の手続きの詳細がわかる文書(医療費のお知らせの交付を申請した際に使用される情報システムのマニュアルと合わせて100枚に満たるまで)			取下げ		
63	1月6日	環境部 環境保全課	特定建設作業 実施届出書 (●●●●●●●●●●の隣地に限る 今年度のもの)	●●●●●●●●●●の隣地に係る特定建設作業実施届出書(令和7年度收受)	1月13日	一部開示	氏名、住所、電話番号	第7条第2号
64	1月15日	市民生活部 資産税課	春日井市全域の地番図データ 令和7年度分 shapeファイル形式	令和7年度の地番図データ(SHAPEファイル形式)	1月22日	全開示		
65	1月22日	いきがい創生部 図書館	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について(令和7年分)	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について(令和7年度分)	2月3日	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
66	2月13日	健康福祉部 地域共生推進課	令和8年度春日井市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルにおける下記について開示をお願いします。 ①弊社を含む全応募事業者の審査得点の内訳(各評価項目に対する審査得点) ②最優秀者となった企画提案書 【対象】4会場(レディヤンかすがい、東部市民センター、知多公民館、高蔵寺ふれあいセンター)	令和8年度春日井市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルにおける次の資料 ①受託事業者の企画提案書 ②全応募事業者の採点結果表及び審査得点の内訳	3月26日	一部開示	(1)企画提案書のうち、企画提案内容に該当する部分 (2)採点結果表のうち、参加事業者名及び見積金額	(1)第7条第1号及び第3号ア (2)第7条第3号ア、第7条第1号及び第3号ア
67	2月16日	健康福祉部 地域共生推進課	【案件名】 令和8年度春日井市子どもの学習・生活支援事業業務委託 ◆開示請求項目 ・受託事業者の企画提案書 ・当社を含めた各参加事業者の採点結果表	令和8年度春日井市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルにおける次の資料 ①受託事業者の企画提案書 ②全応募事業者の採点結果表及び審査得点の内訳	3月24日	一部開示	(1)企画提案書のうち、企画提案内容に該当する部分 (2)採点結果表のうち、参加事業者名及び見積金額	(1)第7条第1号及び第3号ア (2)第7条第3号ア、第7条第1号及び第3号ア

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の 内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
68	2月26日	総務部 総務課	(1)統計法に違反し、朝鮮学校の情報が補助金審査目的で提供されていた事案について、提供の時期又は年月日がわかる文書、提供されていた情報の種別がわかる文書、提供者及び提供先がわかる文書、統計情報の提供を求めた文書、統計情報の提供に応じて開示した文書、国の統計所管部署とのやり取りに関する文書 (2)黒く塗りつぶす旨の定めについて書かれた文書 (3)朝鮮学校の情報の秘密管理性についてわかる文書	学校基本調査票(東春朝鮮初級学校)について	3月10日	全開示		
				(1)統計法に違反し、朝鮮学校の情報が補助金審査目的で提供されていた事案について、提供されていた情報の種別がわかる文書、統計情報の提供を求めた文書、統計情報の提供に応じて開示した文書、国の統計所管部署とのやり取りに関する文書 (3)朝鮮学校の情報の秘密管理性についてわかる文書	3月10日	不開示 (不存在)		第7条第1号及び第11条第2項
69	2月28日	総務部 総務課	請求日時時点で実施機関が保有している、春日井市を一方当事者としている判決文のうち、春日井市が敗訴したものについて、古いものから100枚に満たるまで	請求日時時点で実施機関が保有している、春日井市を一方当事者としている判決文のうち、春日井市が敗訴したものについて、古いものから100枚に満たるまで	3月16日	一部開示	1 事件番号 2 氏名、住所、職名、土地の所在、地番、供託番号、病名、病状、病名が推測される記述、発言内容 3 登記の受付年月日及び受付番号	第7条第2号
70	3月16日	まちづくり推進部 都市政策課	原則：2025年7月1日から2025年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1とのつながりが分かるよう付定日・印等明記願います。) 上記の情報を含むGISデータ(shapeデータ等)がある場合は、当該GISデータも併せて開示をお願いします。	住居表示台帳(浅山町1丁目1街区、2丁目4街区、4丁目4街区、東山町2丁目7街区、5丁目2街区、5丁目14街区) 建物等異動届(7春都政第1729号) 街区符号・住居番号変更等通知書(7春都政第1004号、1005号、1152号、1729号)	3月31日	全開示		
				建物等異動届(7春都政第847号、第957号、第1004号、第1005号、第1152号、第1570号、第1703号) 街区符号・住居番号変更等通知書(7春都政第847号、第957号、第1570号、第1703号、)	3月31日	一部開示	届出人の住所、氏名、電話番号	第7条第2号
				GISデータ(該当地：浅山町1丁目1街区、2丁目4街区、4丁目4街区、東山町2丁目7街区、5丁目2街区、5丁目14街区)	3月31日	不開示		第7条第2号及び第8条第1項
71	3月24日	企画経営部 秘書課	1 春日井市長の交際費の会費のうち、 ・「令和7年9月19日 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国會議員と愛知県市長会との意見交換会会費(11月24日開催)」 ・「令和6年11月13日 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国會議員と愛知県市長会との意見交換会会費(11月23日開催)」 ・「令和5年11月23日 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国會議員と愛知県市長会との意見交換会会費」 に係る支出負担行為決議書、支出負担行為決議書兼支出命令書その他これらに類する決裁文書一式。なお、添付書類一切を含むものとする。 2 市長・副市長交際費の公表(春日井市公式ホームページ「交際費」各年度ページに掲載される交際費一覧表)に用いられている支出区分 「慶祝・弔慰・見舞い・激励・会費・懇談会費・その他」の各区分の定義、判断基準、区分の付け方(判断手順・留意事項等)を定めた文書一式。 これには、要綱、要領、内規、マニュアル、事務連絡、様式の記載要領、運用基準その他名称を問わず、当該区分の運用根拠が分かる文書を含む。 対象期間は、令和4年4月1日から請求日現在までに適用されているものとし、改正・改訂履歴、旧版及び廃止されたものがある場合にはこれらも含む。 3 上記1記載の各交際費支出について、春日井市会計規則第54条第1項第1号及び地方自治法第232条の4第2項に基づく審査、調査、確認又は支出の適法性・相当性判断の内容が分かる文書一式。 これには、確認票、チェック票、照会文書、回答文書、起案文書、復命書、説明資料、メモ、電子メール、事務連絡その他名称を問わず、上記支出に係る調査・確認の過程及び結果が分かる文書を含む。 なお、開示決定に当たっては、各開示文書が上記1ないし3のいずれの請求項目に対応するものか分かるようにされたい。	1 支払伺書 2 市長交際費支出基準(平成21年12月一部改正) 市長・副市長交際費支出基準(令和5年10月一部改正) 市長・副市長交際費支出基準(令和7年4月一部改正) 3 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国會議員と愛知県市長会との意見交換会の開催について(通知)(令和5年、令和6年分) ・自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国會議員と愛知県市長会との意見交換会の出欠について(伺)(令和7年分) ・復命書	4月7日	一部開示	個人の氏名 法人その他の団体の口座情報	第7条第2号及び第3号

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の 内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
72	3月24日	会計管理者 会計課	<p>1 春日井市長の交際費の会費のうち、 ・「令和7年9月19日 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国会議員と愛知県市長会との意見交換会会費(11月24日開催)」 ・「令和6年11月13日 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国会議員と愛知県市長会との意見交換会会費(11月23日開催)」 ・「令和5年11月23日 自民党愛知県支部連合会役員及び愛知県連所属国会議員と愛知県市長会との意見交換会会費」 に係る支出負担行為決議書、支出負担行為決議書兼支出命令書その他これらに類する決裁文書一式。なお、添付書類一切を含むものとする。</p> <p>2 市長・副市長交際費の公表(春日井市公式ホームページ「交際費」各年度ページに掲載される交際費一覧表)に用いられている支出区分「慶祝・弔慰・見舞い・激励・会費・懇談会費・その他」の各区分の定義、判断基準、区分の付け方(判断手順・留意事項等)を定めた文書一式。 これには、要綱、要領、内規、マニュアル、事務連絡、様式の記載要領、運用基準その他名称を問わず、当該区分の運用根拠が分かる文書を含む。 対象期間は、令和4年4月1日から請求日現在までに適用されているものとし、改正・改訂履歴、旧版及び廃止されたものがある場合にはこれらも含む。</p> <p>3 上記1記載の各交際費支出について、春日井市会計規則第54条第1項第1号及び地方自治法第232条の4第2項に基づく審査、調査、確認又は支出の適法性・相当性判断の内容が分かる文書一式。 これには、確認票、チェック票、照会文書、回答文書、起案文書、復命書、説明資料、メモ、電子メール、事務連絡その他名称を問わず、上記支出に係る調査・確認の過程及び結果が分かる文書を含む。</p> <p>なお、開示決定に当たっては、各開示文書が上記1ないし3のいずれの請求項目に対応するものか分かるようにされたい。</p>	資金前渡金精算書	4月7日	一部開示	個人の氏名 法人その他の団体の口座情報	7条第2号及び第3号
73	3月31日	総務部 総務課	文書システムのマニュアルのデータ	文書システムのマニュアルのデータ	4月9日	不開示		第7条第1号及び第3号ア

資料2 令和7年度個人情報等保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容	個人情報訂正(不訂正)の決定の通知をした日	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文書の名称	訂正しないこととした理由
1	4月21日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	要介護認定等に係る認定調査票及び主治医意見書のすべて	認定調査票	4月30日	全開示										
				主治医意見書	5月16日	全開示										
2	5月5日	教育委員会事務局 学校教育課	下記の記録 児童生徒健康診断ファイル 就学事務ファイル 児童・生徒名簿ファイル(小中学校) 児童生徒個票ファイル(小中学校) 児童生徒歯の検査ファイル(小中学校) 児童生徒健康診断表ファイル(小中学校) 出席簿ファイル(小中学校) 指導要録(指導)ファイル(小中学校)	小学校児童指導要録	5月23日	全開示										
				児童生徒健康診断ファイル 就学事務ファイル 児童生徒・名簿ファイル(小中学校) 児童生徒個票ファイル(小中学校) 児童生徒歯の検査ファイル(小中学校) 児童生徒健康診断ファイル(小中学校) 出席簿ファイル(小中学校) 指導要録(指導)ファイル(中学校)	5月23日	不開示 (不存在)	第82条第2項	指導要録以外の小学校関連ファイル 理由:保存年限を経過し存在しないため (指導要録の学籍関係は20年、それ以外は5年) 中学校関連ファイル 理由:春日井市教育委員会が管轄していない中学校であるため								
3	5月15日	市民生活部 市民税課	H30年度 給与支払報告書	給与支払報告書(●●● 平成29年分)	5月29日	全開示										
4	5月19日	こども未来部 こども家庭支援課	令和3年3月の面接記録	相談個人記録	5月29日	全開示										
5	5月20日	市民生活部 戸籍住民課	●●●●、子(●●●●)(●●)(●●)について 4/22~5/19の住民票の除票 ※公用分を除く 4/22~5/19の戸籍の附票 ※公用分を除く	「●●●●」、「●●●●」、「●●●●」、 「●●●●」の「住民票の写し等交付申請書」及び「戸籍証明等の交付申請書」※公用請求書分を除く (申請期間:令和7年4月22日から令和7年5月19日まで)	6月3日	不開示 (不存在)		第82条第2項	請求に係る期間において、対象者の「住民票の写し等交付申請書」及び「戸籍証明等の交付申請書」がなく、当該個人情報を保有していないため							
6	5月28日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	要介護認定の確認書類 結果通知書 直近のもの	要介護認定・要支援認定結果通知書	6月3日	全開示										
7	6月3日	市民生活部 戸籍住民課	令和7年5月21日に第三者に交付した●●●● 住民票の写し(世帯一部)1通の申請書	本人が記載された住民票等の交付申請書(本人及び同世帯員が申請したものを除く) (申請期間:令和7年5月21日)	6月11日	一部開示	①法人及び代表者の印影 ②法人担当者の氏名及び電話番号、委託先従業員の印影	①第78条第1項第3号及び第7号 ②第78条第1項第2号	①開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ②開示請求者以外の特定の個人が識別されるため							
8	6月13日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	認定調査票・主治医意見書 2023.2.23前後	要介護認定・要支援認定結果通知書、認定調査票	6月27日	全開示										
				主治医意見書	6月27日	全開示										
9	6月23日	こども未来部 こども家庭支援課	ケース対応記録(●●●●、●●、●●)	児童通告受付票 相談個人記録	7月22日	一部開示	①開示請求者以外の個人の氏名 ②職員の判断、分析に関する情報	①第78条第1項第2号 ②第78条第1項第7号	①開示請求者以外の個人の氏名で特定の個人を識別することができるため ②職員の判断、分析に関する情報であって、開示することにより、当該事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため							
10	7月2日	教育委員会事務局 学校教育課	いじめの状況に関する報告書(R6、R7年度)	いじめの状況に関する報告書(令和6年度・7年度)	7月11日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第1項第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため							
11	7月4日	健康福祉部 健康増進課	春日井市予防接種健康被害調査委員会における本人に関する議事録及び関連資料	(1)令和5年度第4回春日井市予防接種健康被害調査委員会議事録 (2)調査・審議一覧 (3)接種概要(申請者3) (4)予診票	7月15日	全開示										

整理番号	受付日	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求め内容	個人情報訂正(不訂正)の決定の通知をした日	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文書の名称	訂正しないこととした理由
12	6月24日	教育委員会事務局 学校教育課	1 令和7年5月11日(日)、●●●小学校●年●組●●●●、同●●●●●●、同●●●●●●の間に発生した「いじめの疑い事案」に関する以下の文書 (1)5月15日、授業参観後の午後2時45分頃から●●●年●組の教室にて開催された懇談会において、●●●●の保護者が発言した内容が記載された議事録、開催状況等が記載された文書 (2)5月16日、上記「1」下線部に●●●●年●組担任教員が●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●から事情聴取した結果を記録した文書 (3)5月11日から6月8日までの間に●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●の保護者、関係者等と直接又は電話等により接触した状況等(接触日時、会話内容等)が記載された文書 (4)上記「1」下線部に関し、5月23日午後4時10分頃から●●●小学校校長室にて開催された保護者説明会において担任教員が説明資料として使用した、メモ、資料等 ※保護者説明会において担任教員が説明資料として使用したメモ、資料等 5月23日午後4時10分頃から学校長、教頭、担任教員から●●●●●●の保護者に対し、上記「1」に関する経過・状況説明がされた。 その説明時には、担任教員が上記「1」取り扱い経過を記載したメモ(備忘録)、資料に基づき、担任教員から保護者に対し説明がなされた。 同メモ等は担任教員が上記「1」に関し、その経過を記録している文書であり、保護者説明会においては、組織的(学校関係者内)に共有された記録として、校長、教頭了承の下活用された文書等であった。 同担任教員が作成したメモ等については、前記「1」が解決に至っていない状況からも、以後あらゆる場面で組織的(学校関係者内)状況によっては教育委員会等)共有情報として利用できるよう、適切に保管、管理されている行政文書と判断できるため、同文書を情報公開請求するもの。 2 令和7年5月11日以降「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「指導・支援体制」が組織されていれば、その組織図、組織構成メンバー、議事録が記載された文書 ※学校いじめ防止基本方針「2」いじめ防止対策組織(1)～エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を構築する 3 ●●●小学校、春日井市教育委員会、愛知県教育委員会の間において前記「1」下線部に関する内容が記載された受発信文書 4 前記「1」に関して作成された全ての公文書(文書、図面、電磁的記録)	いじめ不登校対策委員会議事録及びいじめの状況に関する報告書	7月24日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第1項2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため							
			令和7年5月11日(日)、●●●小学校●年●組●●●●●●、同●●●●●●、同●●●●●●の間に発生した「いじめの疑い事案」に関する以下の文書 1 5月15日、授業参観後の午後2時45分頃から●●●年●組の教室にて開催された懇談会において、●●●●●●の保護者が発言した内容が記載された議事録 2 5月16日、上記下線部に関し●●●●●●組担任教員が●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●から事情徴収した結果を記録した文書 3 5月11日から6月8日までの間に●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●の保護者、関係者等と直接又は電話等により接触した状況等(接触日時、会話内容等)が記載された文書 4 上記下線部に関し、5月23日午後4時10分頃から●●●小学校校長室にて開催された保護者説明会において担任教員が説明資料として使用した、メモ、資料等	令和7年5月11日(日)、●●●小学校●年●組●●●●●●、同●●●●●●、同●●●●●●の間に発生した「いじめの疑い事案」に関する以下の文書 1 5月15日、授業参観後の午後2時45分頃から●●●年●組の教室にて開催された懇談会において、●●●●●●の保護者が発言した内容が記載された議事録 2 5月16日、上記下線部に関し●●●●●●組担任教員が●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●から事情徴収した結果を記録した文書 3 5月11日から6月8日までの間に●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●の保護者、関係者等と直接又は電話等により接触した状況等(接触日時、会話内容等)が記載された文書 4 上記下線部に関し、5月23日午後4時10分頃から●●●小学校校長室にて開催された保護者説明会において担任教員が説明資料として使用した、メモ、資料等	7月24日	不開示(不存在)		1, 3, 4 第82条第2項 2 第78条第1項2号	1, 3, 4 当該文書等を作成又は組織的に共有しておらず、当該個人情報を保有しないため 2 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため							
13	7月9日	教育委員会事務局 学校教育課	いじめ対策委員会の議事録及び報告書	いじめ対策委員会議事録・いじめの状況に関する報告書	7月22日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第1項第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため							
14	7月25日	上下水道部 配水管理事務所	水質相談調査 受付年月日 令和6年9月24日 押沢台	水質相談調書	7月31日	全開示										
15	8月7日	消防本部 消防署	2024年12月20日の午後15時頃に春日井市●●●●●●●●●●の新築現場で屋根からベランダに転落し、救急搬送されました。その時の現場状況の記録がほしいです。	令和6年12月20日の救急出場報告書一式 ※個人情報開示請求書に記載されている発生場所は「春日井市●●●●●●●●●●」であるが、救急出場報告書一式には「春日井市●●●●●●●●●●」で聴取し記載。(搬送された者: ●●●●●●)	8月19日	一部開示	1 救急出場報告書中「医師名」 2 救急隊活動記録票中「医師名」	第78条第1項第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため							
16	8月20日	まちづくり推進部 建築指導課	春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書一式 H30 申請者●●●●	平成30年度 申請者●●●● 春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書一式及び補助事業完了実績報告書一式	9月1日	全開示										
17	8月26日	こども未来部 こども家庭支援課	・ケース対応記録(●●●●) ・ケース対応記録(●●●●●●) ・ケース対応記録(●●●●●●)	相談個人記録	9月9日	一部開示	①開示請求者以外の個人の氏名 ②職員等の判断、分析に関する情報	①第78条第1項第2号 ②第78条第1項第7号	①開示請求者以外の個人の氏名で特定の個人を識別することができるため ②職員等の判断、分析に関する情報であって、開示することにより、当該事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため							

整理番号	受付日	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容	個人情報訂正(不訂正)の決定の通知をした日	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文書の名称	訂正しないこととした理由
18	9月10日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	介護認定書 介護認定記録 主治医意見書	結果通知書、認定調査票	9月24日	全開示										
				主治医意見書	10月1日	全開示										
19	9月26日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	結果通知書、調査票及び主治医意見書 (H19.3.1を含む認定)	結果通知書、認定調査票	10月9日	全開示										
				主治医意見書	10月17日	全開示										
20	欠番															
21	10月2日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	結果通知書 認定調査票	結果通知書、認定調査票	10月9日	全開示										
22	10月6日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンの予防接種法または薬機法に基づく副反応疑い報告制度にて医療機関から報告のあった開示請求者(●●●●●)のすべての報告	予防接種後副反応疑い報告書	10月17日	一部開示	個人の印影	第78条第1項第7号	個人の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため							
23	10月16日	消防本部 消防署	救急出動報告書 (令和7年4月25日17時51分 春日井市●●●●●●●●●●)	救急出場報告書 (覚知日時:令和7年4月25日 17時49分) (搬送された者:●●●●●)	10月30日	全開示										
24	10月29日	教育委員会事務局 学校教育課	いじめ報告書 4月～5月中旬 ●●小学校 ●年●組	いじめの状況に関する報告書	11月6日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第1項第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため							
25	10月30日	市民生活部 戸籍住民課	住民票の写しの交付申請書 (息子(●●●●●、●●●●●●●)に取られた過去3年分のもの)	住民票の写し等交付申請書 ・息子(●●●●●、●●●●●●●)から申請されたもの。 ・請求期間:令和4年4月1日から令和7年10月30日まで	11月11日	不開示 (不存在)		第82条第2項	請求に係る期間において、対象の「住民票の写し等交付申請書」がなく、当該個人情報を保有していないため							
26	10月30日	市民生活部 戸籍住民課	「●●●●●」の住民異動届(令和5年8月22日の転出届)	住民異動届 (届出期間:令和5年8月22日)	11月6日	一部開示	委託先従業員の氏名	第78条第1項第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別されるため							
27	11月5日	健康福祉部 介護・高齢福祉課	認定調査票・主治医意見書 全て	認定調査票	11月19日	全開示										
				主治医意見書	12月3日	全開示										
28	11月12日	総務部 総務課	令和7年10月10日17時前後 介護・高齢福祉課との通話記録	介護・高齢福祉課との通話記録(令和7年10月10日17時前後)	11月19日	全開示										
29	11月14日	市民生活部 戸籍住民課	令和4年4月1日から現在までの住民票の写し等の交付申請書(本人公用を除く) 令和4年1月1日から現在までの戸籍の写し等交付申請書(本人公用を除く)	住民票の写し等交付申請書 ※本人及び公用を除く (申請期間:令和4年4月1日から令和7年11月14日まで)	11月28日	一部開示	①委託先従業員の印影 ②業務委託者の法人名、所在地、担当者名、電話番号及び印影	①第78条第1項第2号 ②第78条第1項第3号及び第7号	開示をすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため							
				令和4年1月1日から現在までの戸籍の写し等交付申請書(本人・公用を除く)	11月28日	不開示 (不存在)		第82条第2項	請求に係る機関において、対象者の「戸籍証明等の交付申請書」がなく、当該個人情報を保有していないため							

資料3 令和7年度会議公開実施状況一覧

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
1	表彰審査委員会	表彰条例	秘書課	非公開	0	0	1	0
2	春日井市総合計画審議会	春日井市総合計画審議会 策定条例	企画政策課	未開催				
3	開発事業紛争調停委員会	開発事業に係る紛争の予 防及び調整に関する条例	総務課	未開催				
4	情報公開・個人情報等保 護審査会	情報公開・個人情報等保 護審査会条例	総務課	非公開	0	0	2	0
5	行政不服審査会	行政不服審査条例	総務課	未開催				
6	春日井市特別職報酬等審 議会	春日井市特別職報酬等審 議会条例	人事課	公開	1	0	0	0
7	防災会議	災害対策基本法	市民安全課	公開	1	0	0	0
8	国民保護協議会	国民保護法	市民安全課	未開催				
9	新型インフルエンザ等対 策連絡調整会議	春日井市附属機関設置条 例	市民安全課	未開催				
10	市民憲章審議会	春日井市民憲章審議会条 例	市民生活課	未開催				
11	市民活動支援センター運 営委員会	市民活動支援センター運 営委員会要綱	市民活動支援 センター	公開	1	0	0	1
12	多文化共生審議会	春日井市附属機関設置条 例	多様性社会推 進課	公開	1	0	0	0
13	男女共同参画審議会	男女共同参画推進条例	多様性社会推 進課	公開	3	0	0	2
14	青少年女性センター運営 委員会	青少年女性センター運営 委員会要綱	多様性社会推 進課	公開	1	0	0	0
15	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険医療年金 課	公開	2	0	0	0
16	市民会館運営審議会	市民会館条例	文化スポーツ 振興課	未開催				

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
17	生涯学習審議会	社会教育法	いきがい推進課	公開	2	0	0	3
18	文化振興審議会	春日井市附属機関設置条例	文化スポーツ振興課	一部公開	1	1	0	1
19	スポーツ表彰審査会	春日井市附属機関設置条例	文化スポーツ振興課	非公開	0	0	1	0
20	道風記念館運営協議会	道風記念館条例	道風記念館	公開	2	0	0	0
21	図書館協議会	図書館条例	図書館	公開	2	0	0	6
22	予防接種健康被害調査委員会	春日井市附属機関設置条例	健康増進課	未開催				
23	救急医療対策会議	春日井市附属機関設置条例	健康増進課	公開	1	0	0	0
24	健康施策等推進協議会	春日井市附属機関設置条例	健康増進課	公開	1	0	0	1
25	胃内視鏡検診運営会議	春日井市胃内視鏡検診運営会議設置要綱	健康増進課	非公開	0	0	2	0
26	乳がん検診運営会議	春日井市乳がん検診運営会議設置要綱	健康増進課	一部公開	1	0	2	0
27	福祉施策等推進協議会	春日井市附属機関設置条例	福祉政策課	公開	3	0	0	19
28	民生委員推薦会	民生委員法	福祉政策課	非公開	0	0	3	0
29	福祉有償運送運営協議会	春日井市附属機関設置条例	福祉政策課	一部公開	0	1	0	0
30	老人ホーム入所判定委員会	春日井市附属機関設置条例	地域共生推進課	非公開	0	0	7	0
31	地域包括支援センター運営等協議会	春日井市附属機関設置条例	地域共生推進課	公開	4	0	0	10
32	地域包括ケア推進協議会	春日井市附属機関設置条例	地域共生推進課	公開	2	0	0	10

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
33	春日井市介護認定審査会	介護保険法	介護・高齢福祉課	非公開	0	0	449	0
34	障がい支援区分判定審査会	障害者総合支援法 春日井市附属機関設置条例	障がい福祉課	非公開	0	0	24	0
35	地域自立支援協議会	春日井市附属機関設置条例	障がい福祉課	公開	2	0	0	17
36	一体的就労支援事業運営協議会	春日井市附属機関設置条例	生活支援課	非公開	0	0	1	0
37	子ども・子育て支援対策協議会	春日井市附属機関設置条例	子育て推進課	公開	2	0	0	6
38	特別支援保育審査委員会	春日井市附属機関設置条例	保育課	非公開	0	0	2	0
39	環境審議会	環境基本条例	環境政策課	公開	2	0	0	1
40	春日井市廃棄物減量等推進審議会	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	ごみ減量推進課	公開	4	0	0	0
41	商工業振興審議会	商工業振興条例	経済振興課	公開	1	0	0	1
42	春日井市観光によるにぎわい創出推進会議	春日井市附属機関設置条例	経済振興課	一部公開	0	2	0	1
43	人・農地プラン検討会	春日井市附属機関設置条例	農政課	未開催				
44	都市計画審議会	都市計画審議会条例	都市政策課	公開	1	0	0	1
45	都市景観審議会	都市景観条例	都市政策課	未開催				
46	町名等審議会	町名等審議会条例	都市政策課	未開催				
47	自転車等駐車対策協議会	自転車等放置防止条例	都市政策課	未開催				
48	地域公共交通会議	春日井市附属機関設置条例	都市政策課	公開	5	0	0	10

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
49	空き家等対策協議会	春日井市附属機関設置条例	住宅政策課	公開	3	0	0	0
50	住生活基本計画推進協議会	春日井市附属機関設置条例	住宅政策課	公開	3	0	0	1
51	高蔵寺リ・ニュータウン 推進会議	春日井市附属機関設置条例	ニュータウン 創生課	未開催				
52	開発審査会	都市計画法	建築指導課	非公開	0	0	6	0
53	建築審査会	建築基準法	建築指導課	非公開	0	0	4	0
54	旅館等建築審査会	旅館等の建築の規制に関する条例	建築指導課	非公開	0	0	1	0
55	緑の審議会	緑化の推進に関する条例	公園緑地課	未開催				
56	春日井市民病院事業評価 委員会	春日井市附属機関設置条例	管理課	公開	1	0	0	0
57	上下水道事業経営審議会	春日井市附属機関設置条例	上下水道経営 課	公開	4	0	0	1
58	消防賞じゆつ金等審査委 員会	消防賞じゆつ金及び殉職 者特別賞じゆつ金条例	消防総務課	未開催				
59	通学区域審議会	通学区域審議会条例	学校教育課	未開催				
60	学校保健結核対策委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	非公開	0	0	1	0
61	いじめ・不登校対策協議 会	いじめ・不登校対策協議 会設置要綱	学校教育課	公開	2	0	0	0
62	就学支援委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	非公開	0	0	4	0
63	放課後教室運営委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	公開	1	0	0	0
64	いじめ問題対策委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	一部公開	0	2	0	0

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
65	文化財保護審議会	文化財保護条例	文化財課	一部公開	2	1	0	0
66	学校給食運営委員会	学校給食調理場条例	学校給食課	公開	1	0	0	0
67	春日井市西部地区新調理 場整備運営事業者選定委 員会	春日井市附属機関設置条 例	学校給食課	非公開	0	0	2	0
					63	7	512	92

諮問第74号

答 申 書

第1 審査会の結論

春日井市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して令和7年9月26日付けで行った7春総第938号公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）については、妥当である。

第2 事案の概要

本件決定に係る開示請求の対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、「朝鮮学校に関する補助金に関する文書の一切」である。

実施機関は、本件請求対象文書のうち、当該補助金の申請、交付決定及び額の確定に関する書類について、在籍する園児及び児童の氏名並びに法人及び代表者の印影を不開示とする公文書一部開示決定を行った。また、補助金申請に対する審査のための資料である学校調査票（以下「本件学校調査票」という。）について、統計を作成するために集められた調査票であり、統計法第40条の規定により公にすることができないとして本件決定を行った。

審査請求人は、本件決定を不服とし、審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

- (1) 春日井市長は、統計法（平成19年法律第53号）第40条第1項を根拠として本件学校調査票の開示を拒否しているが、同項は調査票情報の「利用・提供」を制限する規定ではあるものの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求への対応を直ちに禁止する規定ではない。

「統計関係文書の公開に関するガイドライン」（平成21年4月1日統計企画会議申合せ）（以下「ガイドライン」という。）においても、統計調査の調査票情報について「その内容が既に公にされている場合には、情報公開法第5条第6号に該当せず、開示の対象となることもあり得る」と明示

- されており、統計法第 40 条が情報公開法上の開示義務を一律に排除するものではない事を示している。
- (2) 統計法第 40 条の「目的外利用・提供の禁止」は、調査実施機関が調査票情報を行政内部で二次利用することや第三者に積極的に提供することを禁止する規定であるが、情報公開法に基づく開示請求は、市民の知る権利の行使として法律上認められた権利であり、統計調査の「目的外利用」という概念には該当しない。
 - (3) 学校調査票は教育行政に関する基礎的統計情報であり、その多くは既に集計結果として公表されている。個別学校の識別が困難な形での部分開示や、既に公表済みの情報との整合性を検討することなく、一律に統計法第 40 条を根拠として全部不開示とすることは、情報公開制度の趣旨に反する。
 - (4) 本件決定は、開示請求の対象となる学校調査票の内容、性質、公表状況等を個別具体的に検討することなく、統計法第 40 条という一般的規定のみを根拠として全部不開示としており、必要最小限度の制約という比例原則に反している。
 - (5) 春日井市情報公開条例（平成 12 年条例第 40 号。以下「情報公開条例」という。）第 1 条は「市民の知る権利を尊重し」「市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図る」ことを目的として掲げている。教育行政の透明性確保という公益目的に資する情報について、法令解釈の誤りに基づく全部不開示は条例の趣旨に反する。
 - (6) 複数の審査会答申において、「ただ調査票情報というのみの事情」では法不開示情報には該当せず、個別具体的理由が必要であるとの判断が示されている。本件においても同様に、統計法第 40 条の存在のみでは直ちに不開示とすることはできない。

第 4 実施機関の説明の要旨

弁明書及び口頭での説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定は、統計法第 40 条第 1 項の趣旨を勘案し、情報公開条例第 7 条第 1 号により不開示決定を行ったものである。情報公開条例第 7 条第 1 号では、法令又は条例の規定により公にすることができない情報を不開示とする旨を規定している。
- 2 統計法第 40 条第 1 項では、行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定している。

この点において、情報公開法の開示請求権制度の適正な運用及び統計法が求める秘密の保護を確保する観点から、統計関係文書として共通するものについて、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断はガイドラインに沿って行うとされている。

ガイドラインでは、統計調査は、被調査者と調査実施者との間における信頼関係を基盤として成立し発展してきたものであり、統計調査の過程で知り得た事項、調査の結果得られた調査票等の秘密は保護されなければならない、これは統計制度に対する基本的な要請であり、基幹統計調査においては、被調査者の秘密を保護し（統計法第3条第4項、第41条及び第43条第1項）、統計法に特別の定めがある場合を除き行われた統計調査の目的以外での調査票情報の利用を禁止すること（同法第40条第1項）により、被調査者の信頼と協力の下にありのままの報告を得て、基幹統計の真実性の確保を図るものと考えられている。

そのため、統計法の趣旨を踏まえ、当市の情報公開事務の手引「Ⅱ 春日井市情報公開条例解釈運用基準」においても、情報公開条例第7条第1号の解釈として、法令の規定により公にすることができない情報として統計法に基づく統計を作成するために集められた調査票を例示しており、本件学校調査票については、上記のとおり不開示決定を行った。

- 3 審査請求人は、ガイドラインを部分的に引用して、統計法第40条が情報公開法上の開示義務を一律に排除するものではないことを示していると主張するが、引用箇所全文は、「行政機関又は地方公共団体が被調査者である基幹統計調査又は一般統計調査の調査票情報で、その内容がすでに公にされている場合には、情報公開法第5条第6号に該当せず、開示の対象となることもあり得る。」である。本件学校調査票は、学校法人が被調査者となるものであり、引用されたガイドラインの調査票情報には該当しない。

また、本件請求対象文書について、当市においてこの内容に該当する学校は1校のみであり、本件学校調査票も1校分の個票である。学校調査票の内容は、「学校基本調査結果」として愛知県において公表されているが、各学校の状況が公表されているものではなく、県内の学校全体又は学校の区分ごと（小学校や中学校等）の状況が公表されているに過ぎない。このことから、本件学校調査票の内容はすでに公にされているとは言えないものである。

- 4 情報公開条例第1条では、知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図る旨を規定している。これは、市民に分かりやすく情報公開制度の基本理念を示し、

この条例に定める要件を満たした開示請求に対して開示を行う義務を負うことで、行政運営の公開性の向上を図る趣旨を定めたものである。

また、情報公開条例第7条において公文書の公開の原則がうたわれているが、それは不開示情報が記録されている場合を除くものである。当該学校調査票については、統計法第40条の規定の趣旨を踏まえ、「法令の規定により公にすることができない情報」に該当するため不開示としたものである。

- 5 本件決定において不開示と判断した理由はこれまでに述べたとおりであり、「ただ調査票情報というのみの事情」により不開示としたものではない。
- 6 実施機関は当市教育委員会から本件学校調査票の提供を受けたものであるが、これは、春日井市外国人学校運営費補助金の審査内容を精査するにあたり、申請年度の生徒数を基に補助金額が決定されることから、生徒数の正確性を確認するための資料とするためである。

第5 調査審議の経過

- 1 令和7年9月26日 実施機関が本件決定の通知をした日
- 2 令和7年9月30日 審査請求のあった日
- 3 令和7年10月17日 実施機関から弁明書を收受
- 4 令和7年10月20日 諮問のあった日
- 5 令和7年12月4日 実施機関の説明、審議
- 6 令和8年1月21日 審議

第6 審査会の判断

- 1 統計法における調査票情報の取扱いについて

統計法は、公的統計を行政その他の社会全体で利用される情報基盤とし、国の行政機関が行う統計調査について、同法第40条第1項において調査票情報の目的外利用の禁止、同法第41条、第57条等において守秘義務及び罰則を規定している。これらの規定は、統計調査により収集された情報が、統計作成という本来の目的に限って利用され、その秘密が保護されるとの前提の下で、統計の真実性を確保し、適正な統計調査とすることを制度的に担保する趣旨といえる。

またガイドラインでは、行政機関が保有する統計関係文書について、情報公開法に基づく開示、不開示の判断に当たっての一般的な取扱いを示している。このうち、基幹統計調査については、公的統計の根幹を成す重要性が特に高い基幹統計を作成するために実施されるものであり、被調査者の秘密を保護し（統計法第3条第4項、第41条及び第43条第1項）、統計法に特別の

定めがある場合を除き行われた統計調査の目的以外での調査票情報の利用を禁止すること（同法第40条第1項）により、被調査者の信頼と協力の下にありのままの報告を得て、基幹統計の真実性の確保を図ることとしているものであるから、基幹統計調査に係る調査票情報が仮に開示されることになれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となり、その結果、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解されるとされている（ガイドライン2(1)イ）。

本件学校基本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、その調査票情報は、ガイドラインにおける基幹統計調査に係る調査票情報に該当する。

したがって、本件学校基本調査の調査票に記録された情報については、統計法及びガイドラインの趣旨に照らし、統計作成という限定された目的のためにのみ利用されることを前提として収集されたものであって、これを公にすることは統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

このような調査票情報は、統計法の趣旨からみて公にすることが予定されていない、すなわち法律の趣旨に照らして公にすることができない情報に該当するため、情報公開制度においても不開示と扱うのが相当である。

審査請求人は、ガイドライン2(1)エを部分的に引用し、統計調査の調査票情報が開示の対象となることもあり得ると明示されていることから、統計法第40条第1項が情報公開法上の開示義務を一律に排除するものではないことを示していると主張するが、ガイドラインでは、行政機関又は地方公共団体が被調査者である基幹統計調査又は一般統計調査の調査票情報で、その内容がすでに公にされていることを前提条件としている。本件学校調査票は、学校法人が被調査者となるものであるため、当該条件には該当せず、かつ、本件学校調査票の内容に関しては、愛知県において「学校基本調査結果」として公表されているものの、県内の学校全体の調査結果の公表に留まるものであって、本件学校調査票の内容がすでに公にされているとはいえないものであるから、ガイドライン2(1)エが適示する開示対象となる情報には該当しない。

2 情報公開条例第7条第1号の該当性について

情報公開条例第7条第1号は、法律又は条例の規定により公にすることができない情報を不開示情報と規定している。本件学校調査票は、学校基本調査に係る調査票であり、学校基本調査の調査票情報については、上記1の検討結果を踏まえ、統計法の趣旨により、公にすることができない情報に当たり、情報公開条例第7条第1号に該当する。

3 全部不開示について

情報公開条例第8条第1項は、不開示情報が記載されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該不開示情報を除いた部分を開示する旨を規定している。本件決定についても、学校調査票の一部を黒塗りにした上での部分開示とするべきとの見解も考えられる。しかし、統計法第40条第1項は、当該統計調査の目的に限って調査票情報を利用し、又は提供することを予定しているのであり、当該統計調査の目的以外に、調査票情報を利用し、又は提供することそのものを禁止している。

したがって、情報公開条例における開示請求に対して、学校基本調査の調査票については、一体として全部不開示と扱うほかないと考えるのが相当である。

4 結論

以上により、当該学校調査票の不開示については妥当であることから、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第7 付言

実施機関が当該学校調査票を保有しているのは、本件補助金の申請に対する審査のためであり、生徒数が補助金額の算定に直結することから、資料として教育委員会から提供を受けているとのことである。

このことについては、当該利用もまた調査票の目的外利用に該当する。学校調査票を始め統計法に基づく統計に関する調査票情報については、統計法の規定及び趣旨を改めて認識の上、適切に取り扱うよう申し添える。

第8 答申に関与した委員

上田敏喜、林昌宏、金井幸子、杉山苑子、鈴木里佳

令和7年度情報公開・個人情報等保護制度施行状況報告書

令和8年5月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ先 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課文書担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp